

学校開放事業における地域貢献事業補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 2 月 25 日 教 生 第 1354 号 (教育長決裁)
最近改正 令和 3 年 10 月 1 日 教 学 第 949 号 (教育長決裁)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、学校開放を運営する各学校に組織された文化・スポーツクラブが行う地域貢献事業に対して補助を行うことにより、少子高齢社会を踏まえた地域に向けた多種目、多年代に対応する地域貢献事業の効果的な活動の推進を図り、地域コミュニティの再生、子どもの健全な育ちに寄与することを目的とする。
- 2 地域貢献事業への補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 学校開放 横浜市立学校の校庭、体育館等の施設を、学校教育活動を妨げない範囲において、地域住民の文化、スポーツ活動等に供すること。
 - (2) 文化・スポーツクラブ 地域住民等により原則として学校ごとに組織された学校開放の運営団体であり、団体名は各学校で異なる。
 - (3) 地域貢献事業 文化・スポーツクラブが主催する、地域の誰もが参加できる学校施設を利用した住民向けの自主事業。

(補助対象事業の実施基準)

- 第 3 条 補助金の対象となる地域貢献事業の実施基準については、年間を通して 5 日以上実施する文化、スポーツ活動とする。なお、各々の実施活動内容は同一でなくてもよい。
- ただし、自然災害や天候及び感染症等の流行等、やむをえない事情により地域貢献事業が中止された期間がある場合は、この限りではない。
- 2 次の各号に掲げる事業は対象としない。
- (1) 地域や学校が主催する行事に参加して行う事業（活動）。
 - (2) 登録団体等による発表会等、住民参加のプログラムがない事業。
 - (3) 当該補助金以外の本市から助成を受ける事業。
- 3 実施日数が実施基準に満たない場合は、補助金の全額を返還するものとする。ただし、自然災害や天候及び感染症等の流行等、やむをえない事情により実施日数が基準に満たない場合はこの限りではない。

(補助対象事業者の範囲)

- 第 4 条 この要綱における補助対象事業者は、各学校文化・スポーツクラブとする。

(対象経費)

- 第 5 条 この要綱において補助の対象となる経費は、事業に要する経費とし、次の範囲内とする。
- (1) 消耗品費
 - (2) 印刷製本費
 - (3) 修繕費
 - (4) 報償費
 - (5) その他市長が認めるもの

2 補助金は、交付決定日からその年度の2月末日まで使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。

(補助金額等)

第6条 補助金の交付は、1会計年度あたり1回を限度とする。

2 この要綱に定める補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度における事業実施前とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、地域貢献事業補助金交付申請書(様式 地-1)、事業計画書(様式 地-2)、事業収支予算書(様式 地-3)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規程により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、規約(会則)並びに役員名簿とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類並びに補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類とする。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知、及び補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、地域貢献事業補助金交付決定通知書(様式 地-4)、不交付決定通知書(様式 地-5)により行うものとする。

(申請の取り下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(補助対象事業の変更、中止)

第10条 文化・スポーツクラブ代表者は、交付決定の通知を受けた後において、補助対象事業の申請事項を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに、補助対象事業変更(中止)申請書(様式 地-7)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、その内容の審査を行い、必要と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

(補助金交付の決定の取り消し等)

第11条 補助金規則第10条第2項の規定により市長が定める補助金の交付の決定を取り消す必要がある場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 虚偽、その他不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付の目的以外に補助金を使用したとき。

(3) 補助の対象となる事業を中止したとき。

(4) その他補助金規則、この要綱、及びこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 事業報告書(様式 地-8)及び事業実績報告書(様式 地-9)

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類 事業収支決算書(様式 地-10)

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる事項及び書類は、補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類。

(補助金額の確定通知)

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、地域貢献事業補助金確定通知書(様式 地-11)により行うものとする。

(交付の時期の例外)

第14条 補助金規則第17条の規定により、市長が補助金事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は概算払とし、精算により発生した余剰金については返還するものとする。

(交付の請求)

第15条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、地域貢献事業補助金請求書(様式 地-6)により行わなければならない。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日までのクラブ型への移行期間中、移行前の組織については、各条文中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

学校開放事業における地域貢献事業補助金交付申請書

(申請先)
横浜市 長

(申請者)

所在地	
団体名	
代表者の役職	
代表者の氏名	

(連絡責任者)

住所	
氏名	
電話	
昼間連絡の とれる電話番号	

次のとおり、学校開放事業における地域貢献事業補助金の交付を申請します。

1 事業名	文化・スポーツクラブによる地域貢献活動事業
2 補助金交付申請額	円
3 添付書類 (添付した書類に☑してください。書類がすべて整っていない場合は、受理できません。)	<input type="checkbox"/> (1) 事業計画書 (様式 地-2) <input type="checkbox"/> (2) 事業収支予算書 (様式 地-3) <input type="checkbox"/> (3) 規約 <input type="checkbox"/> (4) 役員名簿

学校開放事業における地域貢献事業計画書

団体名: _____

実施場所: _____

1 実施日数(予定)	日
2 参加者数(予定)	延べ 人
3 計画内容	

(記入欄が不足する場合は、要件を満たした別紙を添付してください)

学校開放事業における地域貢献事業収支予算書

団体名： _____

<収入の部>

項 目	金 額	積 算 内 訳
横浜市補助金		
合 計		

<支出の部> ※補助金額の用途についてのみ、記入してください。

項 目	金 額	積 算 内 訳
合 計		

団体名
代表者職氏名 様

横浜市 長 印

学校開放事業における地域貢献事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました学校開放事業における地域貢献事業補助金については、次の条件をつけて交付することと決定しましたので通知します。

- 1 事業の名称 文化・スポーツクラブによる地域貢献活動事業
- 2 補助金の額
- 3 補助金の交付時期
- 4 交付条件
 - (1) この補助金は、学校開放事業における地域貢献事業のために使用し、他の事業には流用しないでください。
 - (2) 申請書添付の事業計画書に記載された内容を確実に履行してください。
 - (3) 事業計画に変更（中止）があった場合は、速やかに変更（中止）申請書を提出してください。
 - (4) 事業終了後は、速やかに経費の収支決算書及び事業報告書を提出してください。
 - (5) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
 - (6) 虚偽その他、不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
 - (7) この補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

様式 地-5 (第8条)

第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者職氏名 様

横浜市 長 印

学校開放事業における地域貢献事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました学校開放事業における地域貢献事業補助金については、次のとおり不交付することと決定しましたので通知します。

(不交付の理由)

学校開放事業における地域貢献事業補助金請求書

(請求先)
横浜市 長

(補助金請求額)

円

(申請者)

所在地		
団体名		
代表者の役職		印
代表者の氏名		

上記の金額を請求します。

なお、学校開放事業における地域貢献事業補助金は、以下の口座にお振り込みください。

団体名		
代表者の役職		印
代表者の氏名		

振込口座

金融機関名 支店名	銀行 農協		支店
	信金 ()		出張所
種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

学校開放事業における地域貢献事業変更（中止）申請書

(申請先)
横浜市 長

(申請者)

所在地	
団体名	
代表者の役職	
代表者の氏名	

(連絡責任者)

住所	
氏名	
電話	
昼間連絡の とれる電話番号	

令和 年 月 日に 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

1 事業名	文化・スポーツクラブによる地域貢献活動事業
2 変更（中止） の内容	
3 変更（中止） の理由	

学校開放事業における地域貢献事業報告書

(報告先)
横浜市 長

(申請者)

所在地		
団体名		
代表者の役職		印
代表者の氏名		

(連絡責任者)

住所	
氏名	
電話	
昼間連絡の とれる電話番号	

次のとおり報告します。

1 事業の名称 文化・スポーツクラブによる地域貢献活動事業

2 補助金

(1) 受領年月日： 令和 年 月 日

(2) 受領額 (概算払金受領額)

_____ 円

(3) 執行額 (概算払金執行額)

_____ 円

(4) 差引残額

_____ 円

3 添付書類

(1) 事業実績報告書 (様式 地-9)

(2) 事業収支決算書 (様式 地-10)

学校開放事業における地域貢献事業実績報告書

団体名： _____

実施場所： _____

1 実施日数	日
2 参加者数	延べ 人
3 実施内容及び成果	

(記入欄が不足する場合は、要件を満たした別紙を添付してください)

学校開放事業における地域貢献事業収支決算書

団体名: _____

<収入の部>

項 目	金 額	積 算 内 訳
横浜市補助金		
合 計		

<支出の部> ※補助金額の用途についてのみ、記入してください。

項 目	金 額	積 算 内 訳
合 計		

学校開放事業における地域貢献事業補助金額確定通知書

団体名
代表者職氏名 様

横浜市 市長 印

令和 年 月 日付で事業報告書が提出された学校開放事業における地域貢献事業補助金額については、下記のとおりに確定したので通知します。

補助金交付申請額	円
交付済額	円
支出額	円
補助金確定額	円
残額	円

残額が生じた場合は、残額を令和 年 月 日までに、横浜市指定金融機関、横浜市出納代理金融機関又は関東各都県内及び山梨県内の郵便局に納付してください。